

- 対象品目の栽培面積の概ね2分の1以上で、やぎバイオグリーン液(バイオ液肥)を使用して栽培する生産活動を行う経営体が、環境負荷低減に資する事業として、京都府特定みどり認定を受けました。
- 特定みどり認定を受けると、通常のみどり認定と同様のメリット(税制・融資等)に加え、補助事業等で通常認定以上の優先採択を受けられます。

南丹市液肥利用協議会は、南丹市八木地域の農業が、環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼすことから、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷低減を図る事業活動を促進することを目的に、京都府に特定環境負荷低減事業活動実施計画を提出し、下記の事業活動が認定されました。

1. 業 種：耕種農家
2. 認 定 日：令和8年3月27日
3. 認定期限：令和13年3月31日
4. 認定番号：京都特環第令7-2号
5. 事業活動の種類等
環境負荷低減に資する先端的な技術を活用して行う農林魚業の生産活動
 - (1) 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - (2) 品目名：水稲、小麦、小豆
6. みどり認定リンク
京都府みどりの食料システム基本計画
<https://www.pref.kyoto.jp/nosan/midorikeikaku.html>